

## 都市計画の見直し理由一覧

公園緑地名		検討内容	見直し理由
4	小幡稻荷公園	削除	宅地化の進行区域（道路等で区切られた宅地化区域） 公園機能が発揮されない区域
6	城山公園	削除	公園機能が発揮されない区域
11	船頭場公園	削除	公園機能が発揮されない区域
12	多加良浦公園	削除	宅地化の進行区域（一定規模以上の宅地化区域）
14	桶狭間公園	削除	宅地化の進行区域（一定規模以上の宅地化区域） 公園機能が発揮されない区域
15	細根公園	削除	宅地化の進行区域（道路等で区切られた宅地化区域） 区域の不明確箇所の修正
21	熊野公園	削除	宅地化の進行区域（長期に渡り非樹林地となっている区域）
23	氷上公園	追加	廃止検討中の都市計画道路の区域
25	東山公園	削除	宅地化の進行区域 （一定規模以上の宅地化区域、長期に渡り非樹林地となっ ている区域、規模が大きく移転困難な施設） 公園機能が発揮されない区域
28	戸田川緑地	削除	公園機能が発揮されない区域
30	勅使ヶ池緑地	削除	宅地化の進行区域（規模が大きく移転困難な施設） 公園機能が発揮されない区域
31	荒池緑地	削除	宅地化の進行区域（一定規模以上の宅地化区域）
32	相生山緑地	追加	廃止検討中の都市計画道路の区域
		削除	宅地化の進行区域（一定規模以上の宅地化区域）

## 建築制限の見直しの考え方

都市計画公園緑地の区域内で建築を行う場合には、都市計画法（第53条・第54条）により、階数が2階以下で地階を有さず、主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造等の容易に移転、除却できるものであることといった制限があります。こういった建築制限は事業を円滑に実施することを趣旨とするものであることから、建築制限の取扱いについて次のように見直します。

### ● 建築制限の緩和対象区域の変更

平成20年3月の整備プログラム策定後10年以内に事業着手を予定していない区域及び都市計画の削除検討区域については、3階まで建築を認める制限の緩和を行っております。この緩和対象区域について、今回の整備プログラムにおける事業着手時期及び都市計画の削除検討区域にあわせて変更します。

### ● 建築制限の対象の見直し

整備プログラムにおいて、買収・整備を必要としない区域に存する神社仏閣等を対象に、神社仏閣等の用途である場合について、都市計画法の基準に関わらず建築を認めるものとします。